

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年7月1日

別記

17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

- (1) (略)
- (2) 他社接続契約者回線に係るもの
 - ア (略)
 - イ D S L 回線に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種別等 | 契約約款の名称 |
|-------------|---------------------------|-----------------|
| 東日本電信電話株式会社 | I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま | I P 通信網サービス契約約款 |
| 西日本電信電話株式会社 | I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま | I P 通信網サービス契約約款 |

別記

17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

- (1) (略)
- (2) 他社接続契約者回線に係るもの
 - ア (略)
 - イ D S L 回線に係るもの

| 事業者の名称 | 契約の種別等 | 契約約款の名称 |
|-------------|---------------------------|-----------------|
| 西日本電信電話株式会社 | I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま | I P 通信網サービス契約約款 |

附 則 (令和5年7月10日 C N S 1 第000400002009-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年7月15日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ5のタイプ3又はカテゴリ6のタイプ3に限りま

す。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 3 前項の場合において、第6種契約者は、契約内容の変更の請求等 (付加機能又は附帯サービスについては、利用の開始に係るものを含まず。)を行うことができます。
ただし、次に掲げる事項については、変更の請求等を行うことができません。

附 則 (令和5年7月10日 C N S 1 第000400002009-01号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年7月15日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ5のタイプ3又はカテゴリ6のタイプ3 であって、いずれも西日本電信電話株式会社に係るものに限りま

す。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 3 (略)

I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2024年12月20日時点

～2025年1月31日

2025年2月1日～

ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更（カテゴリー5のタイプ3とカテゴリー6のタイプ3との間の相互の変更とします。）

イ I P アドレス数による区別の変更

ウ DSL 回線の移転、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更その他DSL回線に係る利用内容の変更

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 (略)

5 (略)

附 則（令和6年12月13日CNS1サ第000400008624-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和7年2月1日付で、CNS1サ第000400002009-01号（令和5年7月10日）の附則の2の「第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー5のタイプ3又はカテゴリー6のタイプ3に限ります。）」を「第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー5のタイプ3又はカテゴリー6のタイプ3であって、いずれも西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）」に変更します。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第4種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1からカテゴリー4までであっていずれもタイプ3（コース1のものに限ります。）又はタイプ5のものに限ります。）に係る契約については、利用するDSL回線の契約の状況によらず、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1からカテゴリー3までであっていずれもタイプ3のコース1のものに限ります。）に係る契約については、利用するDSL回線の契約の状況によらず、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。